公益財団法人平塚市生きがい事業団

植木せん定作業のご案内(事前説明事項)

このたびは、平塚市生きがい事業団をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。 植木のせん定作業につきまして、ご案内申し上げます。

1. 作業前に作業内容の確認を行います

- ☞作業予定月の前月より順に、お客様へ作業責任者の会員から事前にご連絡をさせていただきます。
- ☞あらかじめお客様のご要望を伺い、せん定や伐採の作業内容を確認させていただきます。
- ☞作業に必要な人員数、使用機材、ごみ発生量等の算定を行い、見積額概算をお知らせいたします。

2. 植木せん定料金は実際の作業内容、使用機材の種類やごみ重量等により異なります 塚植木せん定料金の平均的な日安は次のとおりです。

延べ人員	植木せん定料金	備考					
(人工)	【平均目安】	順 写					
0.5 人工	18,000円						
1 人工	24,000円	●安全確保のため、三脚や機械等の使用機材は、当事業団が用意します。					
2 人工	44,000円	● 一般的なせん定作業と異なり、樹木の伐採作業では、チェンソー等の機					
3人工	57,000円	材使用料が別に掛かります。					
4 人工	72,000円	●料金の平均目安には、一般家庭のせん定作業で使用する機材費や発生するせん定枝(ごみ)収集処理経費を見込んでおりますが、 請求額は実					
5人工	90,000円						
6人工	102,000円	際の作業内容、使用機材やごみ重量によって変動いたします。					
7人工	119,000円	※昨今の急激な物価上昇を受け、期中であっても材料費高騰や最低 賃金改定等に対応するため、料金改定(値上げ)を行うことがあり ます。					
2人工	136,000円						
9 人工	153,000円	ቖ ሃ₀					
10 人工	170,000円						

3. お引き受けできない作業があります

☞当事業団のきまりにより、次に該当する場合は作業をお引き受けすることができません。

お引き受け	作業量に見合う人員確保が困難な作業、4m超の高所作業、安全確保が困難
できない作業	な作業、消毒、抜根、有害樹木や竹・シュロ・大木伐採、植付け、植替え、種
大さない正未	苗管理、専門性の高い作業、作業日指定、集合住宅や事業者の新規受付

- 4. 作業に伴って発生するせん定枝の収集処理までお引き受けいたします(有料)
 - ☞作業最終日の翌営業日から3営業日以内に、作業した会員とは別の係が収集に伺います。
 - ☞焼却処理向けと破砕処理(資源化)向けとに分けて収集処理いたします。
 - ※廃棄物処理法により、ごみを残したままにはできないため、ごみの収集処理まで行います。このごみは家庭ごみには該当せず、市の集積所や戸別収集には出せません。また、庭や畑等での焼却も禁止されています。
- 5. お支払いは振り込みまたは口座振替(口座からの自動引き落とし)です
 - ☞会員が**現金で料金を受け取ることは一切ありません**。

振り込み	後日、請求書と振込依頼書がお客様宛に当事業団から郵送されます。指定金融機関窓口でのお支払い時には、手数料110円を別途ご負担ください。
□座振替	開始には申込から2ヶ月程度かかります。引き落とし日は翌月20日、請求書の郵送は引き落とし日の数日前です。引き落とし手数料143円を別途ご負担ください。

※当事業団が発行する請求書は、事業団業務委託料と会員業務委託料の2つから構成されます。この うち会員業務委託料は、当事業団が受け取るのではなく、当事業団経由でお客様から会員に支払わ れます。そのため、当事業団が適格請求書を交付できるのは、事業団業務委託料のみです。会員業 務委託料の適格請求書を交付する立場にあるのは会員ですが、会員は免税事業者のため、適格請求 書を発行できません。従って、会員業務委託料は消費税の仕入税額控除の対象になりません。

(裏面に続きます)

6. 季節や当日の天候によって作業予定が変わります

- ☞作業月になりますと、予定日を2・3日前までに会員からお客様へご連絡いたします(天候判断)。
- ☞梅雨や台風、猛暑等が続きますと、予定日が大きく変更になりますことをご了承ください。
- ☞季節や当日の天気予報により、作業時間帯が変わります。

作業時間帯	①8時00分から15時00分(6時間) ②8時30分から15時30分(6時間) ③9時00分から16時00分(6時間)	原則(季節による)
	④7時30分から14時00分(6時間※休憩短縮)	午後雨天等

7、その他

- ☞原則的に作業日前日(週明け作業の場合は前週末平日)に、別の係が機材搬入を行います。
- ☞作業当日お客様がお留守であっても、お客様のご了承が得られれば、作業を行うことがあります。
- ☞雨天や猛暑等による作業延期、または中断時は、基本的に順延対応となります。
- ☞当日、作業の進み具合によって、会員より時間延長のご了承をお願いすることがあります。
- ☞5月GW、8月及び年末年始の期間は、植木のせん定作業は行っておりません。
- ☞天候不順や人員不足により、当初の予定通りに履行できないことがあります。
- **愛費用負担者、地権者のご了承のない代理注文**はお受けできません。
- ☞会員への湯茶接待は必要ありません。
- ☞除草作業については安全基準で作業担当班が異なるため、別にご依頼を承ります。
- ☞切ってはいけない木には、あらかじめ目印をつけてください。
- ☞作業当日に駐車車両等がある場合、周辺樹木のせん定はお受けできません。
- ▼利用規約、会員業務就業規約は当事業団ホームページからご確認いただけます。

≪お問い合わせ≫

ご不明な点につきましては、平塚市生きがい事業団までお問い合わせください。

公益財団法人 平塚市生きがい事業団 (植木担当)

平塚市西八幡一丁目3番2-2号(平塚市高齢者技能センター内)

TEL: **0463-33-2335**(8時30分から17時00分まで/土日祝日を除く)